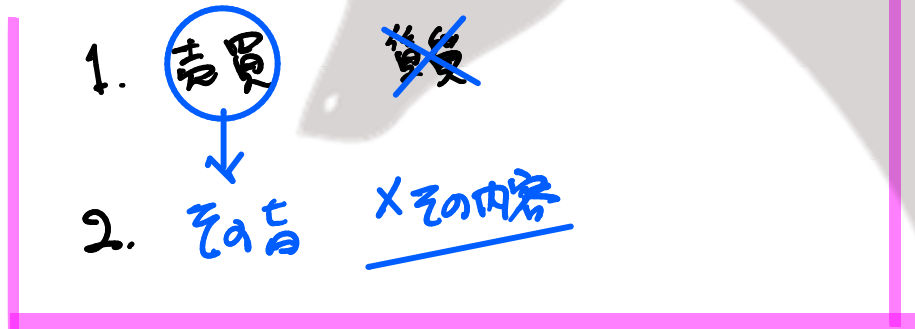


宅建業法 重要事項の説明 宅建 H30-39-3 《#880》

【問】 正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が建物の貸借の媒介を行う場合においては、台所、浴室、便所その他の当該建物の設備の整備の状況について説明しなければならない。なお、当該建物を借りようとする者は宅地建物取引業者ではない。

★ 住宅性能評価を受けた新築住宅



【答え】 正しい

《ポイント》 重要事項の説明 【宅建★入門】

	記載事項	売買・交換	宅地の貸借	建物の貸借
1	台所、浴室、便所などの設備の整備の状況	×	×	○
2	住宅品質確保法に規定する住宅性能評価を受けた新築住宅であるときは、その旨(建物のみ)	宅地× 建物○	×	×

【重要事項の説明メモ】

- ・売買と賃貸借を区別して正確に押さえる (1 段目)
- ・個々に突っ込んで説明が必要なところまで、正確に押さえる (2 段目)
- ・いっぺんに全部を覚えるのは難しいので、日々コツコツと覚えていったほうがよい